

令和5年度（2023年度）

# 箕面市地域防災計画の主な改定について

令和5年（2023年）7月  
箕面市総務部市民安全政策室

1. 災害対策基本法の一部改正に伴う計画改定
  - I 避難行動要支援者の個別避難計画の作成について
  - II 広域避難に関する事項について
  - III 避難勧告・指示を一本化し、避難情報のあり方を包括的に見直し
2. 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた計画改定
  - I 避難所の感染症対策、感染症対策を踏まえた体制の確保
3. 最近の施策の進展等を踏まえた計画改定
  - I 災害対応業務のデジタル化の推進
  - II 浸水想定区域内の施設等の避難の確保等
  - III 応急仮設住宅の借上げ
  - IV がれき処理における防災ボランティア、NPO等との連携・協働の促進
  - V 原子力災害に係る広域避難の受入れ
  - VI 南海トラフ地震関連
  - VII 職員の配備レベル等
  - VIII その他

# 1. 災害対策基本法の一部改正に伴う計画改定

## 1. 災害対策基本法の一部改正に伴う計画改定

### I 避難行動要支援者の個別避難計画の作成について (新旧対照表：P.1~2)

#### (1) 法改正の概要

##### <課題>

避難行動要支援者名簿(平成25年に作成義務化)は、約99%の市町村において作成されるなど普及が進んだものの、いまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保が課題

##### <対応>

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難計画の作成を市町村の努力義務とする。

#### (2) 市地域防災計画への反映

##### <現行の記載>

記載なし

##### <修正案>

関連項目「2-1-13-1-2避難行動の支援」及び「2-1-13-3-1避難行動要支援者」に個別避難計画の作成の努力義務化について記載し、新たに個別避難計画の作成についての項目を新設する。

#### 2-1-13-3-4 個別避難計画の作成

避難行動要支援者名簿に登載された避難行動要支援者の災害時の円滑な避難の実効性を確保するため、当該避難行動要支援者ごとに避難支援等実施者等をあらかじめ定める個別避難計画の作成について、平常時から、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成する。

(案)

### II 広域避難に関する事項について (新旧対照表：P.2)

#### (1) 法改正の概要

##### <課題>

台風進路予報の精度が年々向上するなど気象予報の技術向上により、災害発生前の段階においても大規模災害の発生の事前予測が可能となっている。一方で、大規模広域避難が必要な「災害が発生するおそれ」の段階で、国が災害対策本部を設置できないことが課題

##### <対応>

災害発生前であっても、国の災害対策本部の設置を可能とするとともに、市町村長が住民等を安全な他の市町村に避難させるにあたって、必要となる市町村間の協議を可能とするための規定等を措置

#### (2) 市地域防災計画への反映

##### <現行の記載>

記載なし

##### <修正案>

新たに広域避難についての項目を新設し、災害が市域の広範囲にわたる場合、市民の市外への避難の要請方法や他市から受け入れ要請があった場合の受け入れ検討について記載

#### 2-1-9-7 広域避難

##### 2-1-9-7-1 広域避難の協議

市は、市域の広範囲にわたり災害が発生するおそれがある段階における広域避難の円滑な実施を確保するため、広域避難の協議や居住者等の運送の要請ができるよう、府内市町村に要請するときは当該市町村と直接被災者の受け入れについて協議し、府外市町村に要請するときは府と協議して他の都道府県及びその市町村との受け入れに係る協議を求める。

(案)

##### 2-1-9-7-2 広域避難の受け入れ

市は、他の市町村又は府を通じて広域避難の受け入れにかかる要請を受けたときは、第二総合運動場を主として、第一総合運動場武道館、市民体育館(スカイアリーナ)で受け入れるものとする。

ただし、本市域も災害の発生が予想され、広域避難時においてこれら施設を災害対策に使用しているときは、使用していない災害対策活動拠点での受け入れを検討するなど、個別の災害における状況を総合的に勘案し判断するものとし、受け入れが困難であるときは、要請元にその旨を報告するものとする。

### III 避難勧告・指示を一本化し、避難情報のあり方を包括的に見直し (新旧対照表：P.3~5)

#### (1) 法改正の概要

##### <課題>

避難勧告について、本来避難すべきタイミングであることへの理解が進んでおらず、避難勧告が発令されても避難せず、逃げ遅れにより被災するものが多数発生していること、また避難勧告と指示の違いも十分に理解されていないことが課題

##### <対応>

避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直す。

これまでの避難情報等

令和3年5月20日からの避難情報等

警戒レベル	新たな避難情報等	
5	災害発生又は切迫	緊急安全確保※1
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難!>~~~~		
4	災害のおそれ高い	避難指示※2
3	災害のおそれあり	高齢者等避難※3
2	気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報(気象庁)
1	今後気象状況悪化のおそれ	早期注意情報(気象庁)

# 1. 災害対策基本法の一部改正に伴う計画改定

## (2) 市地域防災計画への反映

国の避難勧告・避難指示の一本化等に伴い、市地域防災計画で定めている「避難情報」、「避難情報の発令基準」及び「市民がとるべき避難行動」を以下のとおり見直すとともに、関連する箇所について、表記・表現方法を統一する。

### <修正案>

#### 2-1-5-3-1-4 警戒レベルの広報 風水害

風水害時においては、災害から身を守るために市民がとるべき行動について、国が「避難情報に関するガイドライン」（内閣府）で示す「警戒レベル」を用いて広報するものとする。

警戒レベル	とるべき行動	避難情報	雨の情報	川の情報
1	最新情報に注意	—	早期注意情報	
2	避難方法を確認	—	大雨・洪水注意報	氾濫注意
3	危険な場所から高齢者など避難	高齢者等避難	大雨・洪水警報	氾濫警戒
4	危険な場所から全員避難	避難指示	土砂災害警戒情報	氾濫危険
5	命を守って	緊急安全確保	大雨特別警報	氾濫発生

#### 3-4-2-1-1 避難情報の発令基準 風水害 〔土砂災害〕

発令の種類	本市の発令基準	対象エリア
高齢者等避難 警戒レベル3	次の①または②の場合	
	①大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、各雨量観測所における土砂災害の危険度が2時間先までに土砂災害発生危険基準線(CL)を超過し、さらに降雨が継続する場合 ②大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間から翌日早朝にかけて大雨警報(土砂災害)(警戒レベル3相当情報〔土砂災害〕)に切り替える可能性が高い場合	2時間先までにCLを超過した雨量観測所の系列グループに含まれるハザードエリアを含む町丁目 降雨が予想される雨量観測所の系列グループに含まれるハザードエリアを含む町丁目
避難指示 警戒レベル4	次の①から⑤までのいずれかの場合	
	①大雨警報(土砂災害)が発表され、かつ、各雨量観測所における土砂災害の危険度が1時間先までに土砂災害発生危険基準線(CL)を超過し、さらに降雨が継続する場合	1時間先までにCLを超過した雨量観測所の系列グループに含まれるハザードエリアを含む町丁目
	②各雨量観測所における土砂災害の危険度が「実況」で土砂災害発生危険基準線(CL)を超過したとき	「実況」でCLを超過した雨量観測所の系列グループに含まれるハザードエリアを含む町丁目
	③土壌雨量指数が「実況」で土砂災害警戒情報発表レベルを超過した(=判定メッシュが紫色になった)とき	紫色になった判定メッシュに含まれるハザードエリアを含む町丁目
	④大雨警報(土砂災害)が発表されている状況において「記録的短時間大雨情報」が発表されたとき ⑤警戒レベル4避難指示の発令が必要となる強い降雨を伴う前線や台風等が、立退き避難が困難となる防風を伴い接近・通過することが予想される場合	ハザードエリアを含む全町丁目 ハザードエリアを含む全町丁目
緊急安全確保 警戒レベル5	次の①または②の場合	
	①大雨特別警報(土砂災害)が発表されたとき ②土砂災害の発生が確認されたとき	黒色になった判定メッシュに含まれるハザードエリアのうち、「実況」でCLを超過した雨量観測所の系列グループに含まれるハザードエリア内の家屋 新たに土砂災害が発生したハザードエリア内の家屋

### 〔水害〕

発令の種類	本市の発令基準	対象エリア
高齢者等避難 警戒レベル3	水位観測所での水位が、避難判断水位に到達した場合	当該河川の危険度2(1/1000年)以上の箇所を含む町丁目
避難指示 警戒レベル4	水位観測所での水位が、氾濫危険水位に到達した場合	当該河川の危険度2(1/1000年)以上のメッシュ内の家屋
緊急安全確保 警戒レベル5	水位観測所での水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合 大雨特別警報(浸水害)が発表された場合	当該河川の危険度2(1/1000年)以上のメッシュ内の家屋
	現に溢水・越水または堤防の決壊が発生したとき	

なお、避難指示は、災害が発生するおそれが高い状況であるため、災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況において、市から必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して発令するものである。

#### 3-4-2-1-3 市民がとるべき避難行動

発令の種類	市民がとるべき避難行動
高齢者等避難 警戒レベル3	<ul style="list-style-type: none"> <li>「避難所に避難」の対象世帯の者は、避難所への避難を開始</li> <li>その他避難所に避難を予定している者のうち、高齢者、障害者または小さな子どもを連れて避難する者等は、避難所への避難を開始</li> <li>災害時要援護者等の支援者は、支援行動を開始</li> <li>通常の避難行動ができる者は、避難準備を開始</li> </ul>
避難指示 警戒レベル4	<ul style="list-style-type: none"> <li>「避難所に避難」の対象世帯の者は、避難所へ避難</li> <li>「2階に避難」の対象世帯の者は、自宅内の2階かつ斜面から離れた場所に避難</li> <li>「避難所に避難」の対象世帯の者で、避難所までの移動が危険な場合は、近隣の高く堅牢な建物に移動するなど、生命を守るための最低限の行動を実行</li> </ul>
緊急安全確保 警戒レベル5	<ul style="list-style-type: none"> <li>立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。</li> <li>直ちに生命を守るため、高所への移動、近傍の堅牢な建物への退避その他の緊急に安全を確保する行動を実行</li> </ul>

## 2. 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた計画改定

### 2. 新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた計画改定

#### I 避難所の感染症対策、感染症対策を踏まえた体制の確保 (新旧対照表：P.6～7)

##### (1) 概要

令和2年以降の新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大を踏まえ、自宅が安全な場合の「在宅避難」や安全な親戚・知人宅への「分散避難」のほか、避難所における避難者の過密抑制等の感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要があることから、基本方針及び避難所の機能、運営に係る項目において、体制の確保等について記載し充実を図る。

##### (2) 市地域防災計画への反映

＜現行の記載＞  
記載なし

##### ＜修正案＞

関連項目「1-2 基本方針」において感染症対策を踏まえた避難場所の選定と避難所の感染症対策の必要性について記載するとともに、「2-1-9-1-2 避難所の機能整備」の項目において、避難所の施設・機材等の整備と、関係部局の連携についての項目を新設する。

##### 1-2 基本方針

市（行政）は、市民の命を守る責務を負っている。特に、多くの市民の命が重大な危機にさらされる災害に対して、予防対策、応急対策等を行うことにより、被害を最小化し、迅速な回復を図る「減災」・「防災」は、最も基本的かつ重要な施策であることを肝に銘じ、市は、自らの力で実施できる防災に全力で取り組む。

（中略）さらに、令和2年以降の新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大を踏まえ、自宅が安全な場合の「在宅避難」や安全な親戚・知人宅への「分散避難」のほか、避難所における避難者の過密抑制等の感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

（後略）

(案)

##### 2-1-9-1-2 避難所の機能整備

市は、最初に開設する避難所及び拡張して開設する避難所に食糧（アレルギー対応食を含む）、飲料水、生活物資、衛生用品、発電機等の備蓄及び通信環境の整備に努めるとともに、貯水槽及びプール（これらの設備を備える避難所に限る）を耐震化し、飲料水及び生活水のさらなる確保に努める。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策を踏まえ、平常時から、感染者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局は連携して、発災時に円滑な支援を実施できる体制の確保に努める。

併せて、避難所（学校施設の場合に限る）の体育館及び教室に空調設備を整備し、体育館の空調施設のためのプロパンガスについて常に一定残量を確保する。

また、災害時要援護者を含む多様な避難者が利用しやすいよう、避難所に福祉仕様のトイレ及びスロープの整備（又は仮設スロープの配備）等を行う。

## 3. 最近の施策の進展等を踏まえた計画改定

### 3. 最近の施策の進展等を踏まえた計画改定

#### I 災害対応業務のデジタル化の推進 (新旧対照表：P.7)

##### ＜修正の概要＞

「防災に関する調査研究の推進等」において、災害対応業務のデジタル化の推進に努めると記載

(案)

##### 2-1-3-6 防災に関する調査研究の推進等

災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災計画を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について、調査研究を継続的に実施する。

また、過去の災害の教訓を防災体制に活かすよう、各種資料の収集及び公開に努める。

なお、効果的・効率的な防災対策を行うため、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の推進に努める。

#### II 浸水想定区域内の施設等の避難の確保等 (新旧対照表：P.7)

##### ＜修正の概要＞

現行の市地域防災計画策定段階では、浸水想定区域内に該当する施設は存在していなかったが、大阪府の浸水想定区域の見直しにより浸水想定区域の拡大したことにあわせて、該当する施設が存在するようになったため、現行「浸水想定区域内の施設等への情報伝達」項目を「浸水想定区域内の施設等の避難の確保等」に改め、府計画に定める施設が浸水想定区域内に立地する場合は避難の確保に関する計画の作成や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努めると記載

##### 2-3-3-2-3 浸水想定区域内の施設等の避難の確保等

市は、府計画に定める「避難行動要支援者等、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要」な施設が、浸水想定区域内に立地する場合には、当該施設に係る避難の確保に関する計画の作成や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。

災害情報の伝達については、一般市民への情報伝達手法に加え、市災害対策本部から各施設に対し、避難に必要な情報を伝達する体制を整備する。

(案)

#### III 応急仮設住宅の借上げ (新旧対照表：P.7～8)

##### ＜修正の概要＞

災害応急復旧時の被災者の住居確保について、市営住宅の空家への一時入居や応急仮設住宅の建設による住居確保のほか、民間賃貸住宅を借り上げて供与を行うことを追加し、被災者の住居の早期確保を図る。

(案)

##### 3-7-3-4 応急仮設住宅の借上げ

民間賃貸住宅の空家等が存在する地域における災害の場合、応急仮設住宅の建設状況に応じ、民間賃貸住宅を借り上げて供与を行う。

3. 最近の施策の進展等を踏まえた計画改定

IV がれき処理における防災ボランティア、NPO等との連携・協働の促進

(新旧対照表：P.8)

<修正の概要>

災害廃棄物処理に係る防災ボランティア活動等について、ボランティア、NPO等のボランティア活動等の環境整備について追記

(案) 3-8-2-3 がれき処理  
市は、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。がれきの適正な分別・処理・処分、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努めるとともに、アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努め、市民および作業者の健康管理、安全管理に十分配慮する。  
自らのごみ処理施設で処理できない場合等、必要に応じて、府、他自治体、関係団体等に応援を要請する。なお、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容等の調整を行い、効率的に災害廃棄物等の処理に努める。

V 原子力災害に係る広域避難の受け入れ

(新旧対照表：P.8~9)

<修正の概要>

関西広域連合の原子力災害に係る広域避難ガイドライン（H31.3）改定に基づき、市地域防災計画の原子力災害に係る広域避難の受け入れについて、新規項目を追加記載

(案) 3-10-3 広域避難の受け入れ  
3-10-3-1 関西圏における広域避難の受け入れ  
福井県嶺南地域に立地する原子力施設において事故等が発生し、広域避難が必要となった場合、関西圏域全体で被災住民を受け入れることとなっている。  
大阪府では、カウンターパートである滋賀県が、滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）でUPZと定める長浜市及び高島市の住民の広域避難を受け入れるものとされている。  
本市は、大阪府からのマッチング割当により高島市からの住民の広域避難を受け入れるものとされている。

3-10-3-2 市の受け入れ  
滋賀県から大阪府に対して広域避難の受け入れ要請があったときは、本市は大阪府からの協力要請に基づき、次の避難元地域（自治会区）の住民の広域避難を受け入れる。

避難元市	避難元地域	避難元地域(自治会区)
高島市	旧マキノ町	蛸口区、辻区、森西区、沢区、箱館第2リッチランド町内会

3-10-3-3 受け入れ施設  
広域避難の受け入れ拠点施設は、第二総合運動場とする。

VI 南海トラフ地震関連

(新旧対照表：P.9~10)

<修正の概要>

東海地震に着目した「東海地震に関連する情報」が廃止され、「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始（H29.11）されたことに伴い、関連項目において、南海トラフ地震に関連する情報に伴う対応について記載を修正

(案) 3-11-2情報レベル  
平成29年11月から「南海トラフ地震に関連する情報」の運用が開始されたことに伴い、東海地震にのみ着目した「東海地震に関連する情報」の運用は行われていない。  
南海トラフ地震に関連する情報は、「南海トラフ地震臨時情報」と「南海トラフ地震関連解説情報」の2種類がある。

情報名	キーワード	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報 (防災対応がとりやすいようキーワードを付して情報発表)	(調査中)	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
	(巨大地震警戒)	巨大地震の発生に警戒が必要な場合 (南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合)
	(巨大地震注意)	巨大地震の発生に注意が必要な場合 (南海トラフ沿いの監視領域内におけるM7.0以上M8.0未満の地震や想定震源域内のプレート境界における通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合等)
南海トラフ地震関連解説情報	(調査終了)	(巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
		・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし、臨時情報 を発表する場合を除く)

VII 職員の配備レベル等

(新旧対照表：P.10~11)

<修正の概要>

発災時の職員の配備レベル等について、防災施策の進展、府内市町村の配備レベルを参考に、災害対策本部の設置及び職員の自動参集等を、現行の震度4から震度5弱へと変更し、あわせて避難所の自動開設他関連項目についても段階ずつ変更

(案) 2-1-1-1-2-1設置  
災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、災害時又は災害発生のおそれがある場合に活動する組織で、市長が必要と判断したときに、災害予防及び災害応急対策を実施するために設置する。ただし、震度5弱以上の地震が発生した場合には、自動的に設置するものとする。  
なお、市長に事故あるときは、地方自治法の規定により置く市長職務代理者が本部の設置を判断する。

### 3. 最近の施策の進展等を踏まえた計画改定

#### 3-1-2-1 配備基準

市長もしくは市災害対策本部長は、以下の配備基準に基づき、必要な職員の配備を指令する。

配備レベル	配備時期	配備内容
警戒配備	・気象状況等により災害発生のおそれ が予測されるとき ・市長もしくは本部長が当該配備を指令 したとき	・情報収集活動を実施する体制 ・市災害対策本部が設置されるとき、要 員への連絡等を実施する体制
実動配備	・小規模な災害が発生したとき、または まさに発生しようとしているとき ・市域において震度5弱の地震が発生 したとき(自動参集) ・市長もしくは本部長が当該配備を指令 したとき	小規模の災害応急対策を実施する体制
総員配備	・市域の広い範囲に災害が発生してい るとき、またはまさに発生しようしてい るとき ・市域において震度5強以上の地震が 発生したとき(自動参集) ・市長もしくは本部長が当該配備を指令 したとき	市の総力を挙げて防災活動を実施する 体制

#### 3-1-2-3-1 自動参集 地震

配備指令の有無にかかわらず、市域において震度5弱の地震が発生したときは実動配備によりあらかじめ指名された職員が、震度5強以上の地震が発生したときは総員配備により全職員が、定められた場所に、勤務時間中において待機し、時間外にあっては参集する。

## Ⅷ その他

(新旧対照表：P.12～13)

### (1) グリーンホール跡地駐車場の防災活動空地指定 (新旧対照表 P.12)

#### <修正の概要>

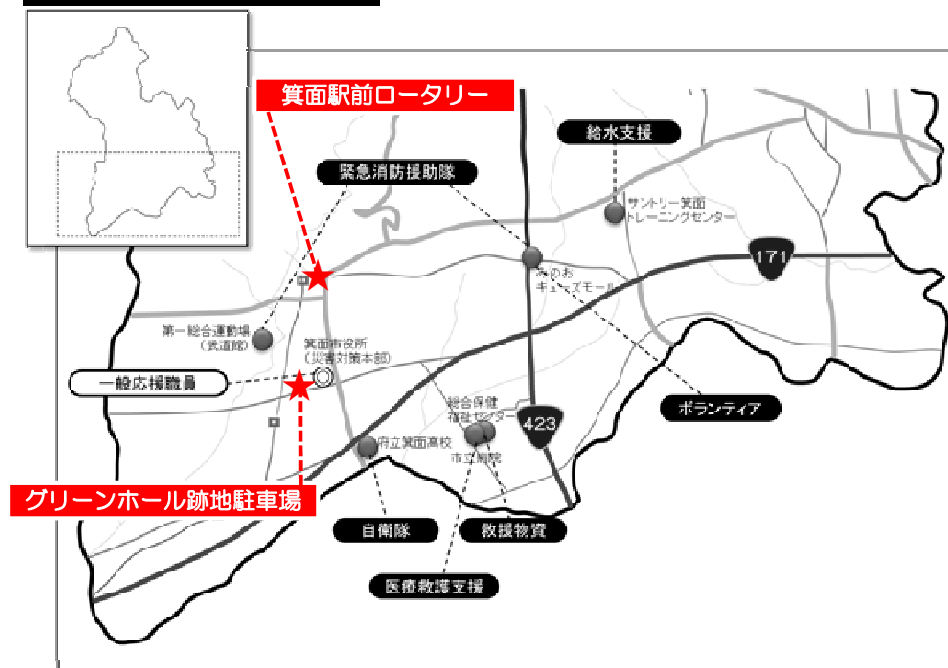
災害対策活動拠点一覧に、市役所本庁舎駐車場を防災・災害対策活動拠点として記載

### (2) 箕面駅前ロータリーの防災活動空地及び地域緊急交通路指定 (新旧対照表 P.13)

#### <修正の概要>

緊急交通路位置図に、箕面2丁目交差点から箕面駅前ロータリーまでを地域緊急交通路として記載

#### 外部支援受け入れ拠点一覧・位置図

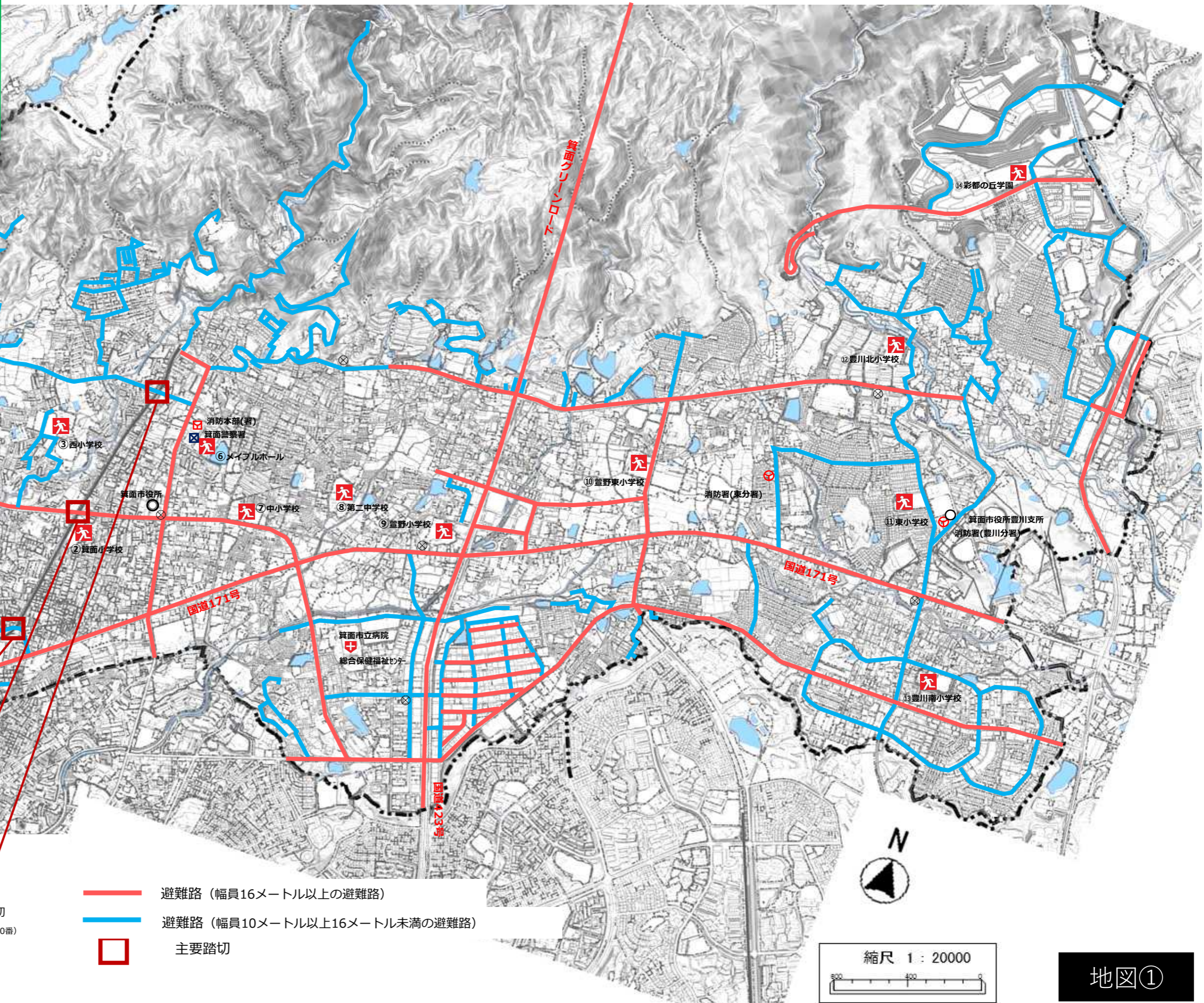
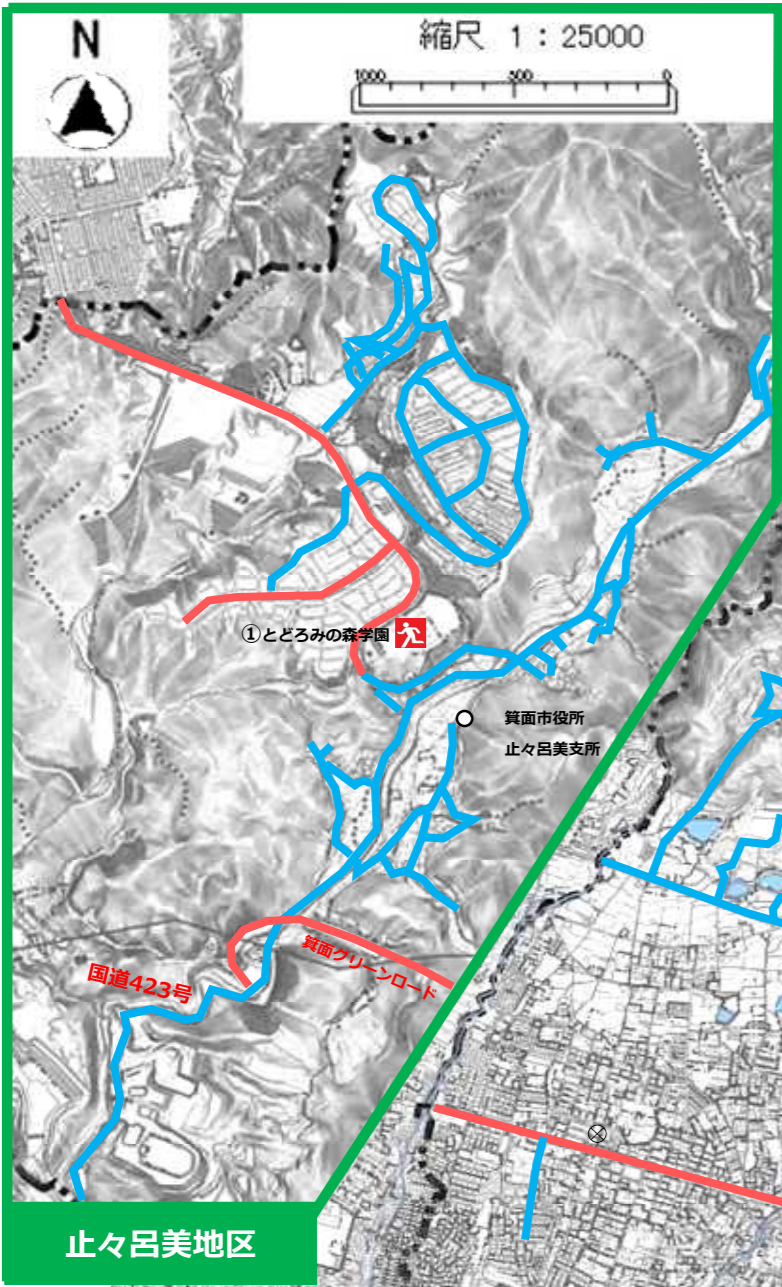


### (3) 準避難路を廃止し、全て避難路として指定 (新旧対照表 P.13)

#### <修正の概要>

避難路の指定は市で行うが、現行の準避難路と避難路での取り扱いの差がなく、府内市町村においても準避難路を定めているところもないため、準避難路については、一律避難路として指定。

※ その他、時間の経過に伴い齟齬が生じた部分や、関係機関、災害時協定事業者の追加や名称、連絡先の変更、誤記等を修正しています。



半丁第三踏切  
(半町二丁目4番)

真面学校裏踏切  
(桜四丁目18番)

牧落踏切  
(桜井一丁目27番)

平尾踏切  
(真面六丁目10番)

- 避難路 (幅員16メートル以上の避難路)
- 避難路 (幅員10メートル以上16メートル未満の避難路)
- 主要踏切

